

【国東市消費者トラブルの実態】

●「便利」「お得」に潜むわな

国東市消費生活センターには、訪問販売や通信販売での契約トラブルの他、虚偽の広告など不適切な広告のトラブルについての相談があります。商品・サービスを提供する事業者はその道のプロです。国東市内でも、高齢者の自宅を訪問して高齢者の不安をあおるような説明をして契約を結んだり、インターネットの手軽さを利用して、気づかぬうちに定期購入になっていたという相談が多く、年代を問わずトラブルにあうことが増えています。

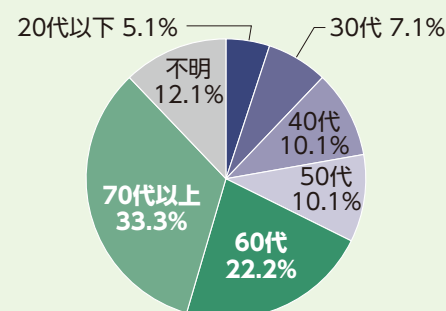
●国東市内の相談は60代以上が半数を占めています

令和6年度の相談者を年代別にみると、60代が22%、70代が33%と最も多く、全体の半数を60代以上が占めているという結果でした。

相談があった内容で一番多かったのは、通信販売による契約です。

スマートフォンなどインターネットを利用する機会は増えていますが、分かりにくい部分が多いため、各世代で相談が増えています。

令和6年度相談者の年代別割合（国東市）



●こんな言葉、見聞きしたことありませんか

実際、国東市消費生活センターにあったトラブルを紹介します。

お得に聞こえる、不安をあおる言葉は、トラブルにつながる可能性があります。

1回限り！解約不要！

スマホで動画を見てポイントを貯めるアプリを使っていたら、広告でしわ取りクリームの宣伝をしていた。商品は980円で「1回限り。解約不要」と書かれていたので、試しに注文。全く効果がなかったのに業者に電話をしたところ、「定期購入になっている。1回で解約する場合は差額の8,000円の支払いが必要」と言われた。支払いたくない。

1度払えば永久保証！

「40万円支払えば永久に脱毛が受けられる。これ以上お金はかからない」と説明され、契約した。しかし、施術は3か月に1度しか受けられず、これ以上痛みに耐えられないと思い解約を申し出たら契約書には「期間は1年間、施術は5回までが有償、6回目以降は無償」との記載があった。1回しか施術を受けていないのに解約料が高額で納得できない。

タダで屋根を修理します！

台風のあと、「家の状況はどうか」という電話があった。被害はないと答えたが、翌日男性2人で点検に来て、「屋根が割れているので、火災保険が申請できる。保険を使って修繕する」と言われた。保険会社に申請したが、台風の被害とは認められず保険はおりなかった。どうしたらよいか。

不用品買い取ります！

電話でリサイクルショップ等を名乗る業者から、不用品の売却を依頼された。予定の日時に別の鑑定士が家に来て用意した不用品を見せたが、鑑定士に他に貴金属などはないか、と要求された。なんだか分からないまま契約書にサインしたら、不用品は置いて貴金属のみを持ち帰られた。解約したい。

5月は消費者月間です

消費者月間とは

「消費者保護基本法（消費者基本法の前身）」が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月が「消費者月間」とされています。



令和7年度消費者月間統一テーマ

明日の地球を救うため、消費者にできること

グリーン志向消費

～どのグリーンにする？～

地球温暖化の責任はほぼ我々人類にあると言われており、私たちの日々の行動を見直していくことが不可欠となっています。

周りを見回してみると、地球環境の持続可能性に影響を与え得る消費行動はたくさんあるのではないのでしょうか。

かけがえのない地球を守り、持続可能な社会を将来世代に引き継いでいくために…さあ、みんなでグリーン志向の消費行動を始めましょう！

出典：消費者庁ウェブサイト (<https://x.gd/dgHTB>)



CONTENTS 目次

- | | | | |
|----|-------------------------------------|----|-----------------------------------|
| 2 | 【特集】消費者月間 | 19 | くにさきわくわくコラム／くにさき学 |
| 6 | 市からのお知らせ | 20 | 人権シリーズ／教育の里あらかると |
| 12 | くにさき情報ナビ | 21 | 図書館つうしん |
| 16 | 健康 地域のボランティア／国東つながる“引き出し”／くにさき国保だより | 22 | まちの話題TOPICS |
| 17 | 子育て 子育てカレンダー／私の宝物／ひだまり | 26 | お誕生おめでとう／お悔やみ申し上げます／ひとのうごき／表紙のはなし |
| 18 | 相談／休日当番医 | 27 | 国高Information／夢道塾 |